

発議第 5 号

平成29年12月19日

みやき町議会議長 松 信 彰 文 様

提出者 みやき町議会議員

平野達矢

賛成者 みやき町議会議員

岸田秀文

岡 広明

遠藤義典

園田邦広

県道神埼北茂安線の一部供用にかかる交通安全対策に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

県道神埼北茂安線の一部供用にかかる交通安全対策に関する意見書

県道神埼北茂安線については、平成8年の期成会設立以来、20年以上の関係各機関の努力により事業が実施され、平成30年1月には東尾から加茂交差点までの一部が供用開始予定となっております。主要地方道北茂安三田川線が朝夕において慢性的な渋滞となっている現状から、この県道神埼北茂安線がバイパス機能となり、利便性の向上、渋滞の緩和等に大いに期待されるところであります。

しかしながら、当該県道には町を縦断する県道、町道が接続しており、その交差点においては県道神埼北茂安線の一部供用開始後、付近住民や通行する通勤、通学者等が交通事故に対する大きな不安や懸念をいたいでいることから、当町議会に対し、信号機設置等万全な交通安全対策を実施するよう、切なる要望を多くの方からいただいております。

現在、佐賀県は人口10万人あたりの人身事故発生件数が5年連続ワースト1となっており、県を挙げて交通事故防止対策に取り組んでおられる中において、県道神埼北茂安線の一部供用されることにより、交通量が増加すること多くの町民が懸念しているところであります。

つきましては、速やかに万全なる交通安全対策を施工するとともに、県道神埼北茂安線と交差する県道、町道の下記の交差点において早急な信号機を含む安全対策を強く要請します。

記

1. 県道江口東尾線との交差点
2. 町道原古賀田島線との交差点
3. 町道中津隈市原線と主要地方道北茂安三田川線の交差点

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

佐賀県みやき町議会

佐賀県知事 山口 祥義 様
佐賀県警本部 本部長 逢阪 貴士 様